

第5回 社会保障国民会議 有識者会議 議事要旨

開催日時：令和8年5月15日（金）16時00分～18時00分

場所：全国都市会館 3階 第1会議室

出席構成員（敬称略）：

伊藤元重、翁百合、片岡剛士、久保田政一、河野俊嗣、小西砂千夫、
是枝俊悟、清家篤、武田洋子、冨田成輝、永濱利廣、深澤祐二

開会・冒頭挨拶

〈城内実全世代型社会保障改革担当大臣〉

清家座長をはじめ皆様に御尽力いただき、前回までに一通り、論点については一巡できたものと考えている。また、実務者会議においても、清家座長から本会議での御議論を順次御説明いただき、これを基に、実務者会議でも活発な御議論が進められている。

こうした中、13日木曜日の実務者会議においては、これまでの有識者会議と実務者会議における議論を踏まえて、ある程度方向性として一致している点と、さらに議論を深めていく必要がある点を意識しながら議論が進められるよう、議論の素材をお示しして、議論が行われたところ。本日は、実務者会議における議論の状況も踏まえつつ、さらに議論を深めていただきたい点を中心に、御意見を賜りたい。

議事（1）「給付付き税額控除」について

〈内閣官房（岡本内閣審議官）〉

資料1は、これまでの議論を踏まえた今後の議論の素材。資料は、論点ごとに、有識者会議における主なご意見、実務者会議における主なご意見、主なご意見を踏まえた議論の素材で構成されている。各項目について、水曜日の実務者会議で各党からいただいた御指摘を、簡単に御紹介する。

3ページの検討の基本的な視座に関して、給付付き税額控除の在り方を考えるに当たって、日本の現下の社会保障、税の一体的、総合的な問題について、俯瞰的に議論する必要があるとの御指摘があった。

10ページの政策目的と意義について、政策目的が所得再分配と就労促進であることは理解した上で、その先の目標として、個人消費の拡大、全体のパイを引き上げていくことを意識する必要があるとの御指摘、チャレンジ環境の整備も考える必要があるとの御指摘があった。

12ページの支援の単位について、個人単位にすることは理解しつつ、裕福な家庭の主婦であっても、就労してGDPを押し上げる方向に行くのであれば、制度上対象にするような設計とできないかとの御指摘があった。

16ページの支援額の考え方について、給付付き税額控除は恒常的な制度であり、支援には財源が必要であること、また、財源によって支援額が決まる部分もあることから、セットで考える必要があるのではないかとの御指摘があった。

19ページの子育て関連に関して、有識者会議でも様々な意見があることは理解しつつ、特に負担が大きい中低所得の子育て世帯の支援を一切考えなくてよいかについては、政治において丁寧に議論していく必要があるとの御指摘。今の少子化という社会情勢を

考えると、一定、子育て世帯に対する配慮は必要ではないかとの御指摘。加えて、子育てについては既存施策が多々ある中で、メニューを棚卸しした上で、負担感を見て、どう子育てを後押しできるか。支援サービスを棚卸しして、トータルで検討していくことが必要ではないかとの御指摘があった。

23 ページの支援の対象について、高齢者であっても就労し、純負担率がある方は支援の対象としつつ、若い方でも就労していない方は税も社会保険料も払っていないため対象にならないという整理があるのではないかとの御指摘。全世代型社会保障を推進している中で、年齢要件で考えると、齟齬が生じることから、年齢以外の要素で整理していくことが大事ではないかとの御指摘があった。

加えて、高齢者を対象にするのであれば、高齢者の就労インセンティブが高まって、GDP を上げることにつながるのではないかとの御指摘があった。また、その場合には、勘案する所得に年金が入るのか、あるいは退職金の扱いなど、様々な課題を整理する必要があるとの御指摘があった。

さらに、高齢者は多様であり、特に高齢の単身女性の貧困率に留意が必要。低年金・無年金で困っているという問題に対して、どう考えるのかとの御指摘があった。

加えて、対象が中低所得の勤労者であると、現行制度の穴が塞がれないまま、困窮している方が置き去りにされるのではないかとの御指摘。あるいは少し働ける障害者を対象にするかどうかは難しい課題ではないかとの御指摘。一般の就労者を対象としつつ、障害者が対象にならない場合、取り残された形にならないかとの御指摘。

支援の対象については、非正規の方やフリーランスの方も含めて、なるべく広い範囲をカバーするよう議論していく必要があるのではないかとの御指摘があった。

他方で、少しでも所得があれば支援の対象にする場合、国民の公平性を考えると、どのくらいの所得から対象にするのか、国民の合意、理解が得られるような水準にする必要があるのではないか。全ての課題を給付付き税額控除で解決するのは難しい中で、薄まきの支援になると、政策のターゲットが明確でなくなるのではないかとの御指摘。給付付き税額控除で全ての社会保障施策を包括することが理想かもしれないが、時間がかかるのではないかとの御指摘があった。

そうした中で、支援の対象ではないケースについては、課題として認識した上で、給付付き税額控除で対応する場合と、それ以外の既存制度で対応する場合と、漏らさずに課題を認識して対応の方向性を示していくことが大事との御指摘があった。

31 ページの執行等に関して、給付付き税額控除のあるべき姿について、しっかり議論し、目指す最終形について合意形成していく努力が必要ではないか、そこまでに至る論点もある程度整理していくことが重要ではないかとの御指摘があった。

また、税額控除も含めた制度とすべきとの御指摘、あるいは税額控除も含めた場合のメリットとデメリットも踏まえて、給付のみとするのであれば、その妥当性が分かるようにする必要があるとの御指摘があった。

国と地方の関係について、今後の具体的な議論の中で形づくられる中で、国が地方に依頼することになるのではないかとの御指摘。あるいは、法定受託事務として給付事務を行っている例があることも参考とすべきではないかとの御指摘があった。

さらに、まずは簡易版として国税庁が主体となって年末調整や確定申告を通じて実施することで、早く実施できるのではないかとの御指摘。インフラ整備もセットでやっていくことが重要ではないかとの御指摘があった。

加えて、スピード感について、令和6年の定額減税の際は、自治体の負担が非常に大きかったものの、他方で閣議決定から8～9か月で実施ができたことを、一つのスピード感の目安にするのかどうかとの御指摘があった。

給付については、現金だけにするのか、あるいはポイントを使うのかというスピード感を持って簡易的に行う方法もあるのではないかと御指摘があった。

財源について、市場の信認を得るためには、赤字国債に頼らない形での財源の議論をしていくことが非常に重要ではないかと御指摘があった。

最後に36ページの他の関連制度との関係について、社会保障と雇用と税との一体改革をトータルで本質的に議論すべきではないか。給付付き税額控除だけではなく、ほかの制度に穴が空いては、禍根を残すことにならないかと御指摘。それから、全ての政策課題を給付付き税額控除で解決できるわけではない中で、既存制度との役割分担が必要と御指摘。支援が届かない、あるいは取り残される方が出ないように、他の制度も含めてロードマップを示して、全体像もできる限りまとめていただきたいと御指摘があった。

全体として、給付付き税額控除の制度の意義や政策の目的については、おおむね御異論がない状況だが、他方で、具体的な支援の対象等の考え方については、さらに議論を深める必要があるため、本日は、資料2を中心に御議論をお願いしたい。

資料2の2ページに本日御議論いただきたい点を整理している。

4ページは議論の素材からの抜粋。控除と給付の組合せについて、所得に応じた給付に一本化した方が良いのではないかと御議論がある中で、給付に一本化したとしても、それが給付付き税額控除に該当するかどうか、改めて給付付き税額控除の意義について御議論をお願いしたい。

6ページは、支援の単位について、個人単位を原則としつつ、配偶者が高所得の場合は、世帯単位の所得も一定勘案してはどうかとの議論がある中で、世帯に関して、もう少し御議論をお願いしたい。

7ページは、世帯の情報には、住民票の情報、戸籍情報、税制上の扶養親族に関する情報等がある。

8ページは、海外における制度の支援の単位について。夫婦の所得の合計額を用いている。

9ページは、税務情報における配偶者の情報の把握について。雇用主を通じて、あるいは確定申告を通じて、一定把握されているが、右側の図にあるように、現在把握されている情報については、配偶者控除の適用がある場合に限られている。

12ページは就労促進、年収の壁への対応として、支援額はどのような形があるのかパターンを示している。パターン1は、所得に応じて逡増していくイメージ。パターン2は、年収の壁があるところで増額するイメージ。パターン3は、二つを組み合わせるイメージ。

13ページは、所得税、住民税、あるいは保険制度にどのような閾値があるかを一覧にして示している。

14ページは、勤労性の所得について典型的には給与所得と事業所得があるが、最近の経済活動の多様化の中で、雑所得についてどう考えるかを御議論いただきたい。

15ページからは、支援を逡減・消失させる所得水準の考え方について。

17ページは、以前に提出した純負担率のカーブを改めてお示ししている。

18 ページは、各国の就労促進を主な目的とする税制に関連する給付措置では、概ね平均年収の50%前後の層までが対象になっている。

19 ページは、我が国の給与階級別の分布であり、棒グラフが各階層の人数、折れ線グラフが累積。

20 ページは、保険者ごとの収入・所得階層を示している。

21 ページからは、支援額の水準について。

23 ページは、夫婦と子供2人の世帯について、純負担額のそれぞれの内訳や、諸外国と比較した場合の純負担額の差を示している。

24 ページは、単身世帯の場合について示したものの。

25 ページ、26 ページについて、各国の純負担カーブを比較する際は、各国の社会保障制度の状況や高齢化率等が違っている点に留意が必要。

27 ページからは、子育て世帯への配慮の考え方について。

29 ページは、これまで御提案があった2つの方法についてイメージを示している。給付額を加算させる場合は、台形が上方にシフトし、逡減が始まる基準額を引き上げる場合は、台形が右側にシフトしていく。

30 ページは児童手当、31 ページは「加速化プラン」の概要。

32 ページからは、「現役勤労世代」の考え方について。

34 ページは、高齢者世帯の純負担率を見ると、基本的には受益超過になっている。

35 ページは、高齢者世帯の税・社会保険料負担について、公的年金の負担が原則ないこと、公的年金控除が適用されることを示している。

36 ページは、年代別の金融資産の状況。高齢期は、金融資産が大きい一方で、勤め先の収入は低い。

37 ページは、高齢者の就業率は上昇傾向にあり、繰下げ受給を選択される方の数も緩やかに上昇している。年金の支え手として就業継続を行う高齢者の存在が伺える。

38 ページは、低所得・低年金の方への既存の支援。国民健康保険料や国民年金保険料の軽減、年金生活者支援給付金がある。

39 ページは、様々な理由により就労が困難な方への支援について。個別の事情に応じて、各種制度において重層的に支援制度を設け、支援を実施している。

40 ページは、特に就職氷河期の方に対しては、集中的な支援に政府として取り組んでいる。

41 ページからは、制度の執行について。

43 ページは、イギリス、フランスでは当初、控除と給付を組み合わせた仕組みで導入されたが、その後、給付に一本化されたことを改めてお示ししている。

44 ページは、参考として、法令上の定義として、給付付き税額控除とは給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいうと定義されている。コメントールには、「これに準ずるもの」については、一律の給付措置も含まれると解されるなど幅広い手法が考えられるといった記載もある。

47 ページについて、実務者会議でも、地方自治体が法定受託事務として簡素な要件で実施する場合、どの程度の期間があれば導入できるか、複数の議員から指摘いただいた。地方自治法の中で、国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う一方、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねるといった考え方が取られている。その上で、自治体の事務については法定受託事務と、自治事務に区分されている。社会保障関連制度に

においては、年金は国が直接給付に関する事務を行う一方で、生活保護・子育て支援・介護・医療の分野においては、国と地方自治体が分担して事務を担っている。

49 ページについて、政府は、システムは共通化、政策は自治体の創意工夫、また、国・地方を通じて、トータルコストが最小化された行政を目指し対応している。

50 ページについて、人口減少により人材の確保が難しくなっている状況で、地方制度調査会において、今後の国・都道府県・市町村間の役割分担等について、議論が行われている。

51 ページは、令和6年に給付金と定額減税の一体措置を実施したときの実施状況。令和5年11月に経済対策を閣議決定した後、早い自治体では7か月後から給付が開始され、10か月後までに約9割の自治体において給付が開始された。ただ、この給付については、経済対策として速やかな給付が求められている中で、事務を担った各自治体において大きな事務負担となったことについて、種々御指摘を頂戴している。

<永濱構成員>

対象者の範囲と執行体制の2点申し上げる。

まず、制度の対象について、現在、現役勤労世代の支援や就労促進が主目的とされており、私もこの方向性自体は十分理解するが、低所得の年金受給者を一律に対象外とする点については、慎重な検討が必要と考える。制度の目的と対象者の選定が本当に整合しているのか、改めて整理する必要があるのではないかと考える。特に現在の物価高下において、家計全体の負担増を考慮するのであれば、就労促進だけでなく可処分所得支援の視点も必要であり、低所得の年金受給者を安易に切り捨てるべきではないと考える。

また、高齢者対応は既存の年金や生活保護でという声があるが、それだけでは不十分だと考える。生活保護には至らなくても、税や介護保険料の負担が重く、実質的な所得が非常に低い、制度の谷間に置かれた層が存在するため、これらを既存制度ごとに切り分けるのではなく、一体的に捉える給付付き税額控除こそが、その受け皿になるべきではないかと考える。

次に、執行体制について。事務負担を考慮して、自治体への分散を検討する案もあるが、私は国による一元的な執行こそが合理的であると考え。運用効率や給付の正確性、将来の拡張性、そして何よりも有事の際のスピーディーな対応において、国が統一的な基盤を持つことのメリットは自治体分散型を大きく上回ると考える。特にマイナンバーや公金受取口座の活用が進んでいる今こそ、情報の二次利用ではなく、国が生データを直接管理することで事務コストを大幅に削減して、給付の漏れや不正を防ぐことが可能になると思う。

また、短期的な事務負担に目を奪われるのではなく、中長期的なデジタルセーフティネットの構築という視点も重要であり、自治体ごとの運用格差を避け、全国どこでも公平に機能するインフラとして国が責任を持つべきと考える。こうした仕組みは平時だけではなく有事にも力を発揮するため、例えば次のパンデミックや大規模災害の際に、所得状況を把握している国がプッシュ型で迅速に給付を行う、こうした給付インフラを、この制度を機に確立すべきと考える。

<伊藤構成員>

まずは、財政負荷のイメージについて議論が必要。可能性としては、諸外国に比べて

負担率の低い高所得者層の税率を上げて、全体で財政のバランスを取ることは当然考えられるわけだが、今回そこまで踏み込むのはなかなか難しいにしても、どの程度の財政負担があるのかイメージがあった中で議論したほうが、いろいろな議論が実質的になる。

それから、給付と控除の組合せにするのか、給付だけでいくのかについて、どちらでも結果的な効果は、あまり変わらないと思っているため、もし早い段階でできるのであれば、給付のみでやるということもあり得るのかもしれない。

また、配偶者の所得が高い場合について、これは中長期的な課題としてぜひ考えていただきたいが、これをどこまですぐにできるかどうかについては、難しいと思う。

対象者の所得についても、当面は事業所得と給与所得とするが、中長期的には金融所得なども加える方向でぜひ検討していただきたい。

給付の形態については、パターン3が考えられる。定額・逦増・定額・逦減の形態で、可能であれば年収の壁を超えた方への加算も加える形にしていきたい。

それから、支援額を逦減・消失させる所得について、一つは諸外国に比べて負担が高くなっている範囲の所得、もう一つは、海外の多くの国が平均的な所得の5割程度であるため、その2つを組み合わせながら検討していくか。

支援額を自動的に調整する可能性について議論があったが、現実的には難しいだろう。ただ、大きなインフレが続いている場合には、調整しないと問題が起こるため、ビルトインスタビライザー、これは制度の中に安定性を組み込むのではなく、いわゆる負の所得税、累進的な所得税があることそのものにより、税率を変えなくても、景気が悪くなればそれが下支えする、当面はそこに期待することでもいいと思う。

最後に、今回の議論だけではなく、多くのこれからの問題について、国と地方の分担の議論は出てくると思うが、その一つのケースとして、今回、デジタル技術の活用も含めて、給付付き税額控除の制度設計において、国と地方のどういう組合せがあり得るのかを、ぜひ具体的に踏み込んで議論していただきたい。

<翁構成員>

まず、支援の単位について、支援単位は個人単位が大変大事だと思うが、公平性の観点から、段階的な精緻化の過程で、超高所得の夫がいるような場合には、確認が一定程度できるとよいと考える。

なお、世帯については、資料2の7ページのとおり、日本では住民票上の世帯を用いていると思うが、世帯の類型は多様なため、夫婦ベースで確認すべきと思っている。ただし、今回は、多くの低所得の勤労女性の働き控えを軽減することが主要な目的の一つであるということを考えると、今の日本の実態や、イギリスやアメリカの経験に基づけば、第1の稼ぎ手、多くの場合は夫の所得が例外的に大変高いときに世帯所得を確認すべきではないかと私は考えている。

それから、二つ目の就労促進と勤労性の所得の考え方について、最近、働き方の多様化が大変進んでおり、給与所得以外にも事業所得や雑所得として勤労性の所得を得ているフリーランスの方も増えている。その意味では、所得の適切な把握を行うための取組と併せて、勤労と整理し得るような雑所得については、勤労所得にカウントしていくことを考えてはどうか。ただ、この雑所得とは、いろいろな取引所得等が入っているような状況。これは海外でもそうだが、こういうものを全て含めてしまうと、制度の信頼性に関わる問題になりかねない。

事業所得も同様に、資産所得や取引所得が入っているという問題もある。これらについては、まずは一定額以上の所得基準を設けるという考え方があると思うが、今これだけ働き方が多様化していて、今回、給付付き税額控除を入れるという方向になっている以上、資料2の14ページの右側に記載があるが、雑所得などの適正担保のために、税制などでも何ができるかも考えてはどうか。

それから、消失させる一定の所得基準の考え方や支援額の水準の考え方について、どの範囲まで支援をすべきかは、やはり政策目的に立ち戻って考える必要がある。諸外国の純負担率を参考にしつつ、就労を促しながら、どの層に重点的に手当すべきか、足元の賃上げの動向もきちんと見ながら支援額を消失させる所得基準を定めることにしてはいかがか。

具体的な基準をつくるに当たっては二つの面が大事。一つは、ターゲットを絞って本当に必要な人たちに効果的な給付を行うという点。もう一つは、あまり急激に支援額を減少させると就労意欲を損ないかねないという点。そのバランスを考えて、どのように徐々に減少させ、消失させていくかということを考えていく必要があると思っている。

この水準については、定期的に社会保険制度や税制も変わるため、こういった改革も反映した上で、国際比較分析を定期的に行い、それに基づき見直していくことをあらかじめ考えておいてはいかがか。

支援額の水準についても同様に、議論の出発点であった負担率の国際比較を参照することが大事だと思っている。特に低所得者層の国際的に乖離している日本の負担率の水準を是正できるような支援額が基本になるとしている。その際、高齢化の進展度合いや社会保険制度も諸外国と異なる面があるため、その点はもちろん留意して検討することが必要。

恒久財源の確保も大変重要。先ほど伊藤構成員もおっしゃったが、支援額の水準は、所得額の変化や財源の確認も踏まえながら、きちんとエビデンスベースで見直していくことにしてはどうか。

もう一つ申し上げたいのが、給付について。純負担率の分析結果を踏まえて、給付付き税額控除や、英国型のユニバーサルクレジットのようなものが必要だということを議論してきたわけだが、この趣旨は、税と社会保険料を総合的に捉えて、低所得者を中心に所得などの個々人の事情に応じて、きめ細やかに支援していく、そして、働き控えが起こらないように負担率を所得に比例してなだらかに増加させる仕組みを日本に導入すべきという問題意識だったと思う。この問題意識に沿った形で早期に実現すべきである。

税額控除は、年末調整の仕組みなどを活用すれば受益の時期が早いというメリットがある一方で、現状では執行面では事業主や実施主体の事務負担が重くなるデメリットがある。その意味で、配り方は当面は給付で構わないと思っている。

その上で、給付付き税額控除を給付方式でやることについて、なだらかに所得に応じて負担率を調整していくという目的、機能を果たすためのものであることがしっかり説明されることが大事だと考える。給付の場合、従来型の一律給付と思われてしまうと大変不幸であるため、目的が明確かつターゲットを絞って、所得に応じて支援する制度であることを説明することが大事だと思うと同時に、さらに、税制の面からも税額控除や所得控除、これは税制としての宿題として所得税の在り方の検討も引き続き、政府税調での課題でもあるので、並行的、継続的にこういったことの議論も深めていくというメ

ッページも大変大事かと思う。

<片岡構成員>

私は5点ほど申し上げる。

まず1点目、これまでも議論を重ねてきたところではあるが、現役世代の方でなおかつ中低所得者の方をまず重点的にやるという方針そのものについては、私自身もあまり異論はない。他方で、こうした一定の階層の方だけに絞ることは、新たな意味で分断をもたらす側面もあると思う。これは例えば現役層をどう定義するのかといった話にも関わってくる問題。そのため、全体として困っておられる方々の、様々な各層の方々の負担感をどうやって下げていくのかという最終的なところを想定しつつ、現状はまずここをやっていくのだというスケジュールをしっかりと立てていくことが大事だと考える。

2点目は、対象について。中低所得層の現役勤労世代への支援、就労促進をやっていくという方向性自体は理解できるが、年金制度を見ていくと、低年金の受給者の方とか、困っておられる方は実際にいらっしゃる。今回、給付付き税額控除の議論をすることで、こういった方たちはどうなるのかは、考えておく必要が私はあると思う。そのため、こういった議論の中で、こういう方々に対してはどのような対策を取ろうとしているのか、子育て世帯の方々にはどういうふうにしようとしているのか、そういうこともしっかり示していくことが大事。また、一時的な就労支援や所得の下支えの話だけでなく、やはり可処分所得を支えるということが、マクロ的には非常に重要。

3点目は財源について。もちろん赤字国債云々という議論もあると思うが、基本は成長の中でしっかり税収を獲得して、その中で財源を確保していく仕組み、視点が必要。可処分所得を引き上げ、国民全体の消費を上げて、結果的に経済が回っていく中で、こうした特定の方々への給付や税額控除が両立できるような仕組みを考える必要がある。財源でいえば、今、給付付き税額控除で議論している話は、そもそも食料品に対する消費税の減税が移行措置としてあって、その後、給付付き税額控除をやっていくという話が続くことを念頭に置くと、恐らく5~6兆といったところが基準になるのではないかと。そこと齟齬がない形で、給付付き税額控除のトータルの負担感を減らしていくことを、考える必要がある。この5~6兆をどういう形で負担するのか、成長とともに税収の拡大も含めて、安定的に確保できるかを議論していく必要があるのではないかと。

それから、4点目は執行について。最終的に様々な世代ないしは属性の方々、所得、資産も含めて把握し、給付付き税額控除をやっていくのだということになると、私は国が責任を持つべきだと思う。人口減少の中で事務負担も多大であり、なおかつ地方公共団体も今後どうなるのかよく分からず、特に人口が少ない地方であればあるほどその問題は深刻だと思う。この場合、困っておられる方に対するユニバーサルな対応も、地方主体だと齟齬が生じる可能性もあると思う。そういう話を念頭に、私は、基本的に国がしっかり面倒を見る、そういう方針の下で、今どういう話を移行措置としてやっているのか、議論をすべきなのではないかと。

5点目は支援の単位について、諸外国と同じぐらいとなると、50%ぐらいになると思うが、本当にこれでいいのだろうか。賃金上昇度合いはこれまで日本の場合、30年ほど停滞が続いており、可処分所得もほとんど上がらない。そういう環境の中で、50%の方々に対して、今回適用することが本当に正しいことなのか、既往の経済動向を踏まえた幅広い検討が必要なのではないかと。加えて、インフレが進む中で、恐らく定額で実施をし

ようということではないと思うが、経済状況が変わってインフレが進めば、それによって50%のラインも変わってくることから、そういうところを継続的に上げていくような、ないしは変えていくような、そういう仕組みも同時に必要と思う。

<久保田構成員>

これまでも申し上げたように、給付付き税額控除は勤労世代の中低所得者の負担軽減、それから就労促進を図るための画期的な制度だと思っており、まず、スピード感を持って導入することが基本ではないかと思っている。

それから、この制度だけで全ての問題が解決できるわけではないので、並行して全世代型社会保障改革を着実に進めることが必要だろうと思う。

資料2に沿って4点申し上げたい。

1点目は11ページ一番下にある制度の対象者について、一定の勤労性の収入があって、一定の社会保険料負担がある者を対象にすべきと考えている。中低所得の勤労世代の負担の背景は社会保険料であって、同時にこれが年収の壁となっており、就労調整の一因となっているということで、対象者の基準としては、社会保険が適用される年収水準が一つの目安になるのではないか。

2点目は22ページの一つ目の支援額の水準について、この制度は中低所得者の勤労世代の方々に負担軽減を実感していただくことが目的なので、ターゲットを絞った上で、重点的に支援することが重要なだろうと考えている。

3点目は42ページの四つ目の事業主の事務負担について、企業の現場の負担、とりわけ中小事業者においては対応が困難と思われるので、十分な配慮をお願いしたい。

最後に、42ページ一番下の財源について、財政の持続可能性と市場の信認を維持し続けることが非常に重要だと考えているため、そういった観点から、この制度の財源については恒久財源を確保いただきたい。

<河野構成員>

今回このような新たな仕組みを導入するに当たって、必要に応じて国と地方が連携、協力して進めていくべきという方向性については、地方としても十分に理解している。

その中で、どのような役割分担になる場合であっても、やはり円滑な制度の執行、スタートができるように、無理のない仕組みをあらかじめ設計しておくことはとても重要だと考えており、どのような主体が担当するにしろ、実施主体が担う事務負担を設計段階からいかに取り除くことができるかが大前提ではないかと考えている。

その上で3点申し上げる。まず、新たに導入する給付付き税額控除について、国民の理解と協力を得て進めていくことは大変重要だと考えており、政策目的を明確にした上で、段階的な制度化、精緻化を図っていくという方向性だとか、可能な限り具体的な工程表、ロードマップを明示して、丁寧に説明していくことが極めて重要な課題ではないかと考えている。

その上で、いつまで給付付き税額控除というワードにこだわるのかと少し思っている。給付も税額控除も手段であって、その名前が制度設計に縛りを与えるようなことがあってはいけないのではないか。例えば、「社会保障総合調整手当」のような看板で国民の期待、そして動きやすい制度設計、そういったものを考えていく必要があるのではないか。

2点目について、少し踏み込んだ内容になるが、対象者の抽出や給付額の算定に当た

っては、既存の税務システムで抽出・算定できるようなシンプルな仕組みとして、十分な準備期間の確保やシステム整備等に関する費用の支援も必要であると考えている。

そして、口座確認や給付金の振込事務を円滑化するために、公金口座登録率の向上策も重要だと考えているし、登録数が十分高くなるまでの間は、事務負担軽減に対する対策を講じる。それから、口座情報の正確性を継続的に確保する仕組みを整えることも必要ではないかと考えている。また、窓口の負担を抑えるためにも、全国一律の制度対象者向けの問合せ窓口やヘルプデスクなど国民への広報、これも一律に国の方で進めていく必要があるのではないかと考えている。

最後に、こうした執行上の諸課題を共有し、今後、地方が何らかの役割を果たすことになるのであれば、やはり国と地方が協議・調整を行う場を設けていただく必要があると考えている。どのような協力を地方に求めるのか、将来あるべき姿を描きつつ、いつまでに何ができるのかという見通しを明確に示していただき、丁寧に協議を進めていくことが必要であろう。

<小西構成員>

私は、給付付き税額控除について、実施することを前提に、フィージビリティの観点で申し上げられることを申し上げてきた。フィージビリティとは、言い換えると実施コストが、誰がどのようにすれば一番低くなるかという点だと思うが、既に申し上げたことを念押しする形で、3点ほど申し上げたい。

まず、資料1の31ページの下から2つ目について、地方に役割が求められるのであれば、制度設計や地方の役割を明確にし、国と地方の間の丁寧な協議が必要だ。これについて改めて申し上げると、本音では、地方はやりたいものではないと思うが、国と地方は公経済を支える車の両輪というのが統治の基本にあるので、これをやろうとなったときに、法律をきちんとつくって、制度設計をして、河野構成員がおっしゃったように、国・地方の協議の場を通じて、国から地方に協力を求めることをすれば、それはそれなりに進んでいくという世界であろうと思う。

情報インフラが変わると、やり方が変わるわけで、急ぐことになると、今のところは地方が出ていかざるを得ない。ゆっくりでいいということだと、では、国でという話になると思うが、ある程度のスピード感であれば、少なくとも最初の時点では地方の役割というのが出てくるのではないかと。裏返すと、いろいろなものが整っていくと、一番低コストな主体が変わることは、むしろあり得るだろうと思う。

2点目は、資料1の27ページの1番目。既存の情報インフラで把握される所得の範囲等を確認し、それらを組み合わせることによってとあるが、新たに情報を収集するためのシステムを構築することになると、かなり手順として大変になるので、既存の情報インフラで把握される所得の範囲で制度設計をしようとする、できることとできないことがおのずと明らかになる段階に来ているのではないかと。

13ページの一番上に、所得や収入に応じて手取りが連続的に増えるとあるが、所得か収入かではフィージビリティの議論が変わってくる。収入の場合、所得税でいうと所得の種類が10種類あったと思うが、市町村が仮にやるとしたときに、市町村が把握しているのは所得であって、一部の所得の種類については収入を把握していないことになる。実際に情報をグリップできているものといえないものがあるというところから議論が始まる。いろいろやりたいことはあるけれども、やれることが技術的に決まるという

ころの議論をもう少し詰めていけばどうか。

最後に年末調整について、年末調整でやると確かに早く給付されるとか、早く税額控除されるという意味ではいい。1か所しか働いていない勤め人で、雑所得等がなければいいのだが、1か所ではなくて何か所かで給与収入を持っていて、それぞれ勤め先で源泉徴収されている方の場合は、収入が複数あるので、それを合算するというのが、結局、住民税が賦課方式なため、住民税までいかないと収入が確定できない。年末調整でやってしまうと、半年後に返せという話になる。取りあえずは給付するけれども、次の年に精算となると、一気に制度も評判が悪くなるし、一気に複雑になるところがあるので、年末調整ではやりにくいと思う。そういう技術論の世界の中でフィージビリティの議論を詰めていけばどうかと思う。

<是枝構成員>

働き方が様々で、社会保険制度ごとの違いも大きいので、実態を踏まえて実務や執行面も考慮しつつ制度設計していくことは、先ほどの小西構成員の発言にもあったが、本当に難しいと思う。これまでの純負担率の分析では、厚生年金に加入し、1つの事業所からの給与のみを得る給与所得者を前提に分析してきた。大枠としてはこれでいいが、先ほど指摘もあったとおり、2以上の事業所から給与を得るケースや、資産性の所得などを考慮すると、実は社会保険料の賦課対象となる所得の範囲が、制度によりまちまち。制度設計を詰める際には、こうした点も考慮すべきであり、有識者資料1-2のレポートにまとめたので、後ほど御参照いただきたい。

今回、各論点において考えるべきことがたくさんあり、大変複雑なため、有識者資料1-1の意見書をまとめた。これに沿って説明させていただく。

まず意見書の「2 支援の単位」について。当面は個人単位の制度設計とすべきという意見は変わらない。ただし、将来において被用者保険の適用拡大が進められて、社保の年収の壁の問題をおおむね解消することができれば、就労インセンティブの問題は小さくなるので、政策の重点をより純負担率の調整のほうに置くべきと思う。支援の単位についても、その際に個人単位から世帯単位や夫婦単位に組み換えることが考えられる。社保の年収の壁の問題の本質は、被用者保険に加入できない給与所得者がいること。この社会保障国民会議の中間とりまとめにおいても、早期の被用者保険の適用拡大の実現につき、ぜひ提言いただきたい。

2点目、意見書の「3 就労促進の考え方」について。要点のみ話すが、総論に書いてあるとおり、就労ディスインセンティブや純負担率の構造を踏まえると、被用者保険の加入者については、2ページにある定額型の形が、国保・国年の加入者については、同じく2ページの逓増型の形が望ましいのではないかと。加入する社会保険制度によって支援額の構造を分けるといったことは考えられないだろうか。

一方で、加入する社会保険制度によって支援額の構造を分けるのが難しい、あるいは所得が同じなのに支援額が異なることは避けたいということであれば、定額型と逓増型の間を取り、資料2でパターン3として示された形のような折衷案とすることも考えられるかと思う。いずれにしても多様な働き方の方がある。そして、社会保険制度の違いを踏まえてバランスを取った総合的な負担調整を行うことを考えると、ある程度複雑な仕組みになるのはやむを得ないかと思っている。

引き続き、就労支援の在り方について、4ページ「④制度の対象とする所得（収入）」

の下限について」。加入する社会保険制度や働き方によらない共通の所得基準を設けるのであれば、久保田構成員からも御指摘があったが、被用者保険適用のラインを超える水準、具体的には所得で 32 万円以上、給与収入換算で 106 万円以上を対象とすることが考えられる。これより低い水準にすると、事業所得がゼロ近傍やゼロ未満の人も対象になり、ある程度、形だけ所得を得て要件をクリアできるようなことにもなりかねず、これは制度の信頼性にかかわる問題だと思っている。現役勤労者としての実態を備えているのかという意味でも、最低限の所得や収入の要件は設けるべきだと考えている。

続いて、この下の「⑤勤労性所得の範囲について」、業務に係る雑所得については、現状、確定申告書に収入と経費の総額を記載するだけでよいこととなっており、それだけで就労実態を客観的に確認することは困難であろう。仮に業務に係る雑所得を勤労性所得に含める場合には、それが現役勤労者として実態を備えているのかという確認に課題があると思っている。

<武田構成員>

4 点意見を申し上げる。

第 1 に支援対象について。支援は、これまで十分に光の当たってこなかった低中所得の現役勤労世代を対象を絞り、スピード感を持って実施すべきと考える。純負担率の課題の全てを本制度だけで解決することはできないため、同時に既存の施策の活用や制度改革を行うことで、執行の複雑さを回避しつつ、国民にとって分かりやすい制度とすることが重要。

子育て世帯への配慮については、重要とは思いますが、既存の加速化プラン等を踏まえる必要がある。本制度は、個人単位の設計を基本とする中、世帯類型による差異については、公平性の観点から慎重に検討すべきと考える。

勤労収入要件については、制度の目的に照らせば、給与所得がゼロ円超となる給与収入水準をめどとすることが一案。ただし、働き方の多様化を踏まえ、雑所得やフリーランスの方への配慮も必要。なお、継続的な就労が困難な方については、既存制度を活用した就労支援等も大切になると思う。

高齢者については、全体では年金給付等により純負担はマイナス。年齢による画一的な判断ではなく、実質的な負担に基づいて判断するならば、例えば就労要件を満たし、税・社会保険料負担から年金受給を差し引いた純負担が一定水準以上の低中所得層については現役並みと捉えることも一案。

第 2 に支援の形状と就労促進について。給付付き税額控除の形状については、所得に応じて、定額・逦増・定額・逦減、以前も申し上げた形が基本と考える。その上で、年収の壁については、基本的には第 3 号被保険者制度の見直しと適用拡大により、抜本的・根本的な解消を図るべきと考える。ただし、こうした改革には一定の時間を要す。そのため、改革を大前提としつつ、暫定的な措置として一定の対応を行うことも一案。その際には、暫定措置であることを明確にし、財源構成も含め、社会保障制度改革の機運を損なわない制度設計とすることが重要と考える。

第 3 に制度の名称や位置づけについて。本制度は、負担と給付を制度横断的に捉え、純負担率を調整する点に意義があると考え。税務の所得情報等を活用し、細やかな支援を行うことが想定されており、税務当局との連携も前提となる。資料 2 の 44 ページの平成 21 年度税制改正法の解説にもあるが、解釈上は、一律の給付措置も含み得る概

念のため、これを給付付き税額控除として整理することも可能ではないか。

第4に制度の執行体制について。実施主体については、前回も申し上げたとおり、まずは、国と地方自治体それぞれの強みを踏まえた役割分担と連携、協力が不可欠。同時に、前回、デジタル庁に御説明いただいたデジタル基盤の整備については、これを機に、国が責任を持って中期的に目指す姿に向けて着実に進めていただきたい。この基盤が整えば、緊急時に迅速な給付を行うことも可能になると考える。

<冨田構成員>

私も、今まで執行の実務を担当してきた。その点からお話をさせていただく。

まずは執行の主体について、今回の制度は、一定の目的の下に国家的観点から国が新たに創設する制度なので、本来、国が中心となって実施すべきものと考えているが、地方も実施に当たってはそれぞれの役割に応じて協力していく必要があると私も思っている。

最近、給付付き税額控除に関して、「地方が給付すると早くできる」といった趣旨の報道がなされるようになっており、仲間の市町村長さんから「大丈夫か」という心配の声も多くいただいている。

国と地方の役割分担については、給付の対象条件、給付方法、給付時期や期間などの支援対象が整わないと、役割分担を議論することはできないが、本件の執行に関して、地方も協力しながら進めていく上で、具体的にどのような役割分担になっても解決が必要だと思われる課題を2点申し上げる。一つ目、システム構築はとても重要なことだが、システム構築ができたとしても、対応が困難なものがあることと、二つ目は、先ほどから話が出ているが、地方では人手の確保が非常に厳しい、容易ではないという環境があることを申し上げたい。

本件の執行、大まかにいえば、一つ目が対象者を抽出して給付額を算定する、二つ目が口座確認と現金給付を行う、そして三つ目が外部からの問合せに対応する。この3点が主かと思うが、この二つ目の口座確認と現金給付、そして三つ目の外部からの問合せは、システムを構築しても、それだけでは対応が大変困難。口座確認と現金給付については、公金口座情報があって、正しい口座データが判明している場合は負担も大変軽いですが、そうでないと、非常に対応が重くなってくるので、国において公金口座登録の促進策をぜひ講じていただきたい。短期間で口座登録率を高めることは容易ではないと思うが、例えば、期限を設定して公金口座登録を受給の要件とする。そして、公金口座登録がある方を優先的に給付するといったような、登録率が高くなるまでの間、対策が必要であり、高くなるような仕組みができると大変ありがたい。

それから、前回も受給意思の確認作業があり、全対象者に書面で照会を行った。これも大変事務負担が膨大になるので、受給意思を確認しなくとも給付が可能な制度ができるならば、そういう制度にさせていただくと、事務の負担は格段に減ると考えている。

それから、三つ目の外部からの問合せ対応、これは全国統一のコールセンターを国が開設することが大変重要であり、国民に向けてのPRを積極的に行っていただきたい。同時に、前回もそうだったがコールセンターを開設しても、具体的な算定はどうなっているかとか、金額はどうかといった質問は、どうしても地方のほうに問合せが来る。コールセンターを設置したからといって、そういう問合せがなくなるわけではないと思うので、例えばマイナポータル、あるいは専用ウェブサイトを設けて、地方に問合せしなくても自分で算定や金額等が確認できるような仕組みや、非常にシンプルで分かりや

すい制度をつくっていただくと、大変実務が楽になると思う。

最後に、実施主体が誰であれ、事務負担に配慮した分かりやすくシンプルな制度設計や、実施主体の負担軽減のための適切な国の支援対策、地方に何らかの協力を求めるのであれば、臨時的に行った過去の特別定額給付金等と同様の対応は非常に難しく、負担軽減の観点で、過去における給付付き税額控除と類似する事業と比較して今回何が変わるのか、それから、制度執行後も国として現場の実態を踏まえた見直しを定期的に行っていただくのか、あるいは事業の仕組みや地方にどのような協力を求めるのかを国として明確に示した上で、地方との丁寧な協議を行っていただくことが必要だと考える。

そして、協議に当たっては、本日申し上げた執行上の諸課題、さらには必要な人材の確保が、容易ではないという地方の実情を十分考慮していただくようお願いする。

<深澤構成員>

新しい制度の政策目的は、現役世代の中低所得者の負担軽減と勤労意欲の向上（ディスインセンティブの緩和）の二つとすることを前提に、給付付き税額控除の意義、支援の対象者と単位、制度の執行、この3点について意見を申し上げる。

まず、意義について、早期導入を可能とし、簡素で効率的な事務で政策目的を達成する観点から、新しい制度においては税額控除を行わずに、給付のみでスタートすべきと考える。ただ、その場合でも、資料2にあるとおり、「新たな制度の意義は、所得を把握した上で、税や社会保険料等を総合的に考慮して負担軽減を図る、所得に連動したきめ細かな支援を届けられる」ところにあるので、実質的な機能は税額控除と組み合わせた場合と同様と考えている。また、将来的に、個人の所得や資産をより精緻に捕捉するデジタル基盤が整った際には、税額控除と組み合わせる制度設計とする可能性もあるのではと考える。

次に、支援の対象者と単位については、勤労収入があり、社会保険料を負担している現役世代の中低所得者を対象とし、かつ単身者を含め、個人を単位として給付する制度にすべき。高齢者については対象に含めずに、経済・物価情勢により支援が必要な場合には、ほかの政策手段を用いるべきと考える。

最後に、制度の執行について、新型コロナウイルス感染症拡大時の反省を踏まえると、真の困窮者を特定してミニマムな事務コストでタイムリーな給付を可能とするデジタル基盤の構築が喫緊の課題だと考える。デジタル技術との親和性や事務執行の効率性に加え、先ほど申し上げた二つの政策目的、さらには支援単位が個人であることを踏まえると、国が実施主体となるべきだと考える。システム構築が大事なのはもちろんだが、国が実施主体になるためには、速やかに給付官庁を決め、体制面の強化も含めて計画的に準備を進めることが必要と考える。

ただ、早期導入を図る観点からは、あらかじめ国が実施主体として中長期の工程表を示した上で、システム構築が整うまでは、暫定的に市区町村に一連の事務をお願いすることは選択肢としてあり得ると考えている。

また、効率的に事務を執行する観点からは、振込先を公金受取口座に限定することも一つの手法だと考える。対象者に高齢者を含める場合は配慮が必要だが、就労している現役世代に限定するのであれば支障は少なく、これを機に口座登録の促進を図ることが有事の際にも有効であると考えられる。

<是枝構成員>

追加で3点申し上げる。

私の意見書、有識者会議資料1-1の5ページの4の「②所得水準について」、支援の逡減・消失をさせる所得水準の関係について。資料2の18ページで分析されていた諸外国の給付付き税額控除等の対象となる一人当たりの所得水準について、労働者の平均年収の50%前後までとあるが、これは夫婦単位の制度において、夫婦とも同等の所得があるという前提で、夫婦合計では100%前後までという考え方になるかと思う。日本では当面、個人単位で制度設計を考えていくが、様々な事情により夫婦のうち一方は働くのが難しく、かつ既存の制度の支援対象とならない方もいる。一方の収入が50%をやや上回る程度でも他方が働けない世帯が、支援の対象外となるのはあまり望ましくないと思う。世帯構成によっては、50%をやや上回る水準も対象とすべきではないかと思う。

続いて、7ページの「7 支援の対象（「現役勤労世代」）の考え方」について。公的年金受給者については、原則として純負担率がマイナスであることから、本制度の趣旨に鑑み、対象とすることになじまないと考える。社会保障制度の構造を踏まえると、60歳や65歳の年齢で区切るという考え方がシンプルではないか。ただ、実務者会議で年齢以外の要件でという意見もあった。その場合、私としては、老齢基礎年金の受給権を有するか否かで判断するのが一案と思う。現時点での純負担率や年金受給の有無で支援の対象を判別することとすると、公的年金の繰下げ待機者が受給できることとなる。繰下げをしている方は、所得が高かったり、資産がおありの方が多くいらっしゃるの、あまり望ましくないと思っている。

最後に、河野構成員から御意見があったが、給付付き税額控除という呼び方について、税額控除と組み合わせないかもしれないことから、一体何を目的とした制度かが給付付き税額控除という言葉からは伝わりにくいと思う。河野構成員がおっしゃった「社会保障総合調整手当」という呼び方は、私もよいと思うし、手当の名称を早めに定めて、何を議論しているのかを伝わりやすくする必要があると思う。

<翁構成員>

3点申し上げたい。公的年金収入のある高齢者に関してどう考えるかについて、今、基礎年金の充実とかが大きな課題になっているが、基本的には、年金制度で対応していくものと考えている。

高齢者については、金融資産の大きさが人によって全く異なるところ、そこをつかめない上でやるというのも、なかなか難しいと思っている。ただ、仮に低年金で現役のように税・社会保険料を負担している方がいらっしゃったとして、仮にそういう方を給付付き税額控除の対象として考えなければいけないということになった場合でも、公平性の観点からは、ほかの所得と同様、公的年金を含めて考えていくことが大事だと思う。

それから、障害者の方に対して、ほかの構成員もおっしゃっておられたが、制度からこぼれ落ちることがないように、目配りをし、そのことがしっかり分かるようにすることが大事だと思っている。低所得勤労層に入りにくい方たちに対する配慮をしっかりしていただいて、分断を生まないことが大変大事だと思う。

それから、子育て世帯への追加の配慮について。有識者会議でも様々な意見があると認識している。実務者会議で御提言があったと御紹介があったが、地方自治体でも様々なメニューがあって、その棚卸しについても、大事なプロセスかと思う。その上で、子

育て層の純負担率が特に低所得層で国際的に高いと、それへの対応はやはり考える必要があるのではないか。

制度をどこでやるかについて、現状の児童手当はユニバーサルな制度になっており、給付付き税額控除は年収に応じた形で設計できるということで、低所得の勤労層の子育て層に何らかの配慮をする形で、この制度で担うという役割分担も考えられる。

なお、アメリカもイギリスも給付付き税額控除、ユニバーサルクレジットで子供の数に応じた加算をしているが、決して子育て支援を前面に出しているわけではない。あくまでも低所得層の支援と就労支援がメインの目的。恐らく子供が多いと必要経費も多くなり、生活水準が低くなりやすいことに加えて、シングルマザーなどの就労支援をしようとしたから、こういう形になっているのだろう。日本でこの制度で何らかの子育て支援の加算や配慮を考える場合には、やはり目的に照らして、低所得勤労層の負担軽減、就労支援を実効的にするためにそういった配慮が必要だというロジックとなると思う。

むしろ子供の貧困を減らすことが目的なのであれば、現状の判断をした上で、ユニバーサルな児童手当のほかに、こども家庭庁でもう一つ低所得層の児童手当が必要だといったことを考えて、何らかの形でこういったカーブの是正をすることは、国全体として考える必要があるのではないか。

執行については、国と地方自治体がしっかり連携してやっていくことが大事だと思う。ただし、システムのデジタル化については、地方自治体が別々にやるのは非常に非効率。国が主導しながら進めていき、効率的なインフラの設計をすることが大変大事だと思う。日本のデジタルガバメントを進めていくことは、地方自治体が人手不足になる中、大変重要なので、これを機にしっかりと進めていただきたい。

一つ気になるのが、現在検討されているやり方は、前年の所得が前提になった支援。所得が不安定な方の存在とか、コロナ、災害対応などを考えれば、将来的にはリアルタイムで所得把握ができたらと思う。英国では PAYE というシステムで給与所得情報をリアルタイムで把握して、それを実現している。日本は現状まだまだ課題があるので、難しいと思うが、今後の情報システムや技術革新などに応じて、より効率的にやり方やシステムを見直していく柔軟性も確保しながら、将来像も考えていくことが大事だと思う。

<武田構成員>

1点、実務面について伺います。前回の会議では、デジタル庁より、国が給付を行う場合、システム対応に2～3年を要するとのプレゼンをいただいたが、国と地方自治体が連携、協力して給付を行う場合は、どの程度の期間がかかるものか、先ほど資料も御提示いただいたが、過去の給付事例も含めて事務局に御説明をお願いしたい。また、構成員の方からも、御意見があれば伺いたい。

<内閣官房（岡本内閣審議官）>

前回会議のデジタル庁からの説明については、国で一からシステムを立ち上げることを想定した場合の説明と認識している。御指摘のように、国と自治体が連携して行う場合について、資料2の46ページで示しているが、地方自治体においては、国とは異なり、原則として課税者は全て個人に紐づけされた所得情報を把握している中で、既存の税務システムを改修して対応することが想定されると考えている。

過去の事例として、先ほど御説明した令和6年の給付の際には、早い自治体では約7

か月で給付が開始されて、約 10 か月で 9 割の自治体で給付が開始された。こうした調整給付の税務システムの改修については、大規模な自治体においては 6 か月から 8 か月ぐらいを要した例もあると聞いている。ただ、こうした給付については、事務を担っていただいた各自治体において、大きな事務負担になったことは、これまでも富田構成員からお伺いしているところであり、十分留意をする必要があると考えている。

武田構成員の御指摘の点について、実務者会議においても、自治体で法定受託事務で簡素な要件で実施すれば、どの程度でできるのかというお尋ねを複数いただいている。ただ、この会議においても、地方の役割ということで御協力をお願いするのであれば、制度設計や役割を明確にして、国と地方の間で丁寧な協議が必要であることは、今日も河野構成員からも富田構成員からも御指摘をいただいているので、武田構成員のお尋ねに政府としての見通しを現時点で具体的にお答えするのは、なかなか難しいかと思う。

<富田構成員>

今、御説明いただいた給付の対象条件や、給付方法、そういったいろいろな細かな点がまだ決まっていないので、現時点で具体的にどれだけとはなかなか申し上げられない。地方が何をすべきか、そして、それをどのような方法でやっていくのかを丁寧に国と議論させていただいて、その中からできるだけシンプルに確実に早急にできる方法を考えていくことになると思う。

参考までに、2020 年、全国民一人当たり 10 万円の給付という特別定額給付金があった。これを地方が担当したが、このときは対象者の要件がなく、全国民に 10 万円ということで、定額で非常にシンプルな制度ではあったが、受け取りの意思確認や、振込口座の確認、そして振込を行うということで、可児市の場合は、閣議決定から終了まで、約 5 か月間かかった。自治体によっては給付対象者がもっと多いところがたくさんあるので、そういうところはもっとかかったのではないかな。

我々地方の場合は、住民税の査定をして、その後個人所得情報を精査できるのは早くとも 6 月以降。それまでは所得税や住民税のいろいろな作業があり、6 月以降にならないとそういった作業ができないとなると、次の確定申告まで半年しかないの、その間で処理をすることになり、かなりシンプルな制度にしないと非常に難しい。そして、特にこのときは臨時的な対応だったが、今回は恒常的。前回は臨時の対策室をつくって、本市の職員が当時は正職員が 557 名だったが、室の職員は延べ 299 名で、半数以上の職員を費やして対応した。元からの市の事業で延ばせるものは翌年に繰り越して、ここにできるだけ集中するようにしたが、過半数の職員が対応して、超過勤務時間が 1,194 時間。臨時的な対応だったので、ほかの事業は先延ばししても対応したが、これが恒久的ということになると、とても不可能なので、そのとき以上にシンプルな制度にしないと、市町村によって人口も違い、いろいろ状況が違うが、非常に厳しい。したがって、先ほど申し上げたように、公金口座の設置や受け取りの意思確認をなしにするとか、そういったこともできるだけお願いしたい。

先ほど河野構成員もおっしゃっていたが、まずはシンプルで分かりやすい制度として小さく始める。そして、実施主体はもちろんのこと、国民の皆さんにも制度に対する理解を深めていただき、その効果が実感できるような制度を育てていく必要があると思うので、国といろいろな点でしっかりと協議をして、役割分担を決めていかなければいけないと思う。

<小西構成員>

富田構成員のおっしゃったことでほぼ言い尽くされていると思うが、法律ができて、制度が固まって、そのシステムという話になる。執行は地方がやって、システムは国がやるという話と、国のシステムが間に合わないので、執行は市町村で、市町村ごとにそれぞれベンダーに頼んで標準システムをつくれという話になるとまた全然条件が変わってくるので、システムの有無が大きなポイントだが、システムで問題が全て解決するわけではないので、そこから実務的に、富田構成員がおっしゃったような問合せの窓口をどうするか、公金口座をどうするかがあるので、システムができてから、実施まで半年とかいう世界では少なくともないと思う。

議事(2)「実務者会議の状況の報告」について

<財務省(片山主税局税制第二課長)>

資料3は、4月28日に実務者会議で報告されたヒアリング結果の概要について。

2ページは社会保障・地方財政・市場等について。社会保障や地方財政にとって消費税は重要な財源なので仮に減税する場合には、代替財源の明確化が必要。

市場との関係について、年間5兆円を特例公債以外で確保するとなっているが、仮にその財源が具体化されない場合には、金利が上昇する可能性がある。また、2年間の時限措置となっているが、2年後に税率を戻すことが困難になった場合は、給付付き税額控除が同時にスタートする可能性もある中で、二重の財政負担になる可能性を市場は懸念している。それから、エネルギー、防衛、戦略17分野などほかの歳出拡大も見込まれるので、限られた財政余地をどう使うのかはよく考えてほしいという話があった。加えて、仮に5兆円の赤字が増えたとしても、政府債務残高対GDP比は減少するので、財政余力はあるが、予算を様々な分野で膨らませれば財政上の懸念が生じる可能性はあるという話であった。

3ページ、まずは駆け込み需要等について。今回、食料品が対象なので、そこまで大きな需要の変化は考えられないのではないかと、一方で、税率引上げ後の買い控えが起きることを心配する声もあるということだった。

また、消費税率を下げた場合、税額分は下がるという意見があった。一方で、様々な原価が上昇している中で、価格転嫁が必要。また、システム改修のコスト転嫁もあるため、本体価格部分が上昇し、期待されているほど物価が下がらない可能性がある。

諸外国の事例について、減税時には価格低下幅は限定的、一方で、戻す際には価格上昇することで、元よりも値段が上がったケースが海外では多いということだった。

それから、低所得者は消費支出に対する食料品支出の割合が高いので、その意味では食料品消費税率ゼロは合理的。一方で、食料品消費税率ゼロは、高所得者の方が減税額が大きくなるということと、現在、食料品以外の物価高にも対応する必要があるため、給付付き税額控除を段階的早期に実現を図るべきという意見もあった。

4ページはシステム改修について。大手スーパーマーケット、コンビニ等のいわゆるターミナル型POSは、改正内容にもよるが、1年程度を要する。大手3社ベンダーによれば9か月から11.5か月ということだった。

その他、作業期間1年という期間は変わらないが、開始時期を早めれば完了時期も早まるという意見もあった。

それから、仮に、税率1%の場合は、ある社は3か月で対応可能。ある社は約半年で対応可能。ただし、その場合には、8%の区分をなくす作業をすることになるため、返品には手作業で対応する可能性がある。

それから、大手ベンダー以外に中小の小売事業者については、地場のシステムメーカーに頼んでいる場合があるので、その場合には、ゼロ%にせよ1%にせよ、システム改修の作業が遅れる懸念がある。

5ページ、スマートレジシステムという形で、いわゆる iPad 等を使っているものについては、半年とか2か月とか、ターミナル型 POS よりは早く改修できると言っている業者もいた。一方で、コンビニや大手のスーパーマーケットでは使われていないので、その意味では、ターミナル型 POS という大型のシステムをモバイル型 POS に置き換えることは、現実的にはあり得ないということだった。

6ページについて、影響がある産業として、農業・水産業、外食産業の関係団体にお越しいただいた。

農業は免税事業者が8割程度、簡易課税事業者が15%程度。いわゆる還付を受けるためには本則課税事業者になる必要があるが、現実的には困難である。

なお、本則課税事業者であっても、消費税額の還付は通常年に1度なので、還付を受けるまでの資金繰りが悪化するため、資金繰り対策が必要。それから、簡易課税制度というのは、還付が想定されていない。また、免税事業者も納税申告していないので、現状還付は受けない中で、売上げ時に消費税受取額はなくなる一方で、仕入れ時には引き続き消費税を払うことになるので、そうした仕入れ税額相当分については、事務負担が少ない形で何らか措置してほしいということだった。

一方で、対策として新しい税制上の仕組みを導入することは、システム構築、制度理解に相当な手間と時間がかかるので、慎重であるべきという意見もあった。

最後は、外食について。現在、中で食べると10%、持ち帰ると8%で、その差が開くと、外食の売上げに影響を及ぼし得るので、外食についても税率ゼロ%を検討してほしいという声。それから、例えばコンビニで「持って帰ります」と言って中で食べるというケースが仮にあった場合に、消費者への確認対応等々のトラブルなどが起きるおそれがあるという御意見もあった。

閉会

<清家座長>

今回は、給付付き税額控除の制度設計に向けたヒアリングを行いたい。

また、来週、実務者会議が開催される予定と伺っている。本日いただいた御意見を資料1に追記し、有識者会議の議論を説明しようと考えている。皆様には、事前に説明資料の当該箇所を御確認いただくと考えているが、最終的には私に一任いただきたい。

今回は、5月19日火曜日に今回と同じこの会場で開催させていただく。